

nfu.jpシステム利用細則

(目的)

第1条 本細則は、学校法人日本福祉大学（以下、「学園」という。）の「学校法人日本福祉大学情報システム利用規程」に基づき、nfu.jpシステムの円滑な運営と利用を目的として定める。

(定義)

第2条 nfu.jpシステム（以下、「本システム」という。）とは、学園が利用者に提供する通信・通学融合型の全学ポータルシステムを指す。

(細則の同意)

第3条 本システムの利用者は、利用を開始した時点で本細則に同意したものとみなす。またアカウント（利用者ID）停止後も、本細則は準用できるものとする。

(利用者)

第4条 本システムを利用できる者は、「学校法人日本福祉大学情報システム利用規程」第3条に記載の利用者のうち、退職職員を除く者とする。

2 利用者がアクセス可能な範囲は、前項の利用者区分により異なる。

(遵守事項)

第5条 利用者は、以下の諸規程及び関連する利用の手引き、ガイドラインを遵守し、本システムを利用するものとする。

(1) 「学校法人日本福祉大学情報セキュリティの基本ポリシー」

(2) 「学校法人日本福祉大学個人情報保護の基本ポリシー」

(3) 「学校法人日本福祉大学情報システム利用規程」

(4) 「学校法人日本福祉大学情報倫理規程」

2 利用者は、本システムの利用において、以下に定める禁止事項又はそれに該当する行為を行ってはならない。

(1) 登録情報の虚偽の申告

(2) 事実と反し、自分以外の人物あるいは組織を名乗る、又は提携・協力関係にあると偽る行為

(3) 誤った情報を送信・掲載する行為、又は情報を盗聴・改ざん・消去する行為

(4) 法令に違反する行為、及び違法な行為を勧誘する行為

(5) 本システムの運営を妨害する行為

(6) アカウント（ID）及びパスワードの第三者への貸与、譲渡、売買などの行為

(7) 名誉、信用、プライバシー、パブリシティ、著作権、その他の権利を侵害する行為

(8) 掲載内容を無断でコピー、複製、掲示、配布などをする行為

- (9) 中傷、脅迫、いやがらせ、その他経済的もしくは精神的不利益を与える行為
 - (10) 差別、暴力、猥褻など、一般に不快と感ずる画像、言葉、その他の表現を掲載する行為
 - (11) 選挙運動又はこれに類似する行為
 - (12) 営業行為、商業的宣伝、宗教又はマルチ商法への勧誘行為
 - (13) 個人情報収集・蓄積する行為
 - (14) その他、公序良俗、一般常識に反する行為
 - (15) 前各号を助長すると学園が判断する行為
 - (16) その他、学園が不適切と判断する行為
- 3 利用者の行為が、前項で定める遵守事項のいずれかに違反する場合、学園は、利用者に事前に通知することなく、以下の措置を取ることができる。また、この場合、学園は利用者に生じた損害について責任を負わないものとする。
- (1) 発信又は提供された情報などの修正、削除要求
 - (2) 発信又は提供された情報などの修正、削除
 - (3) 「日本福祉大学情報倫理規程」第6条に定めるアカウント (ID) 停止などの処分措置
- (個人情報)

第6条 学園は、以下の業務遂行を目的とし、関連諸規程を遵守して本システム内の個人情報を取り扱う。

- (1) 学務、教務、厚生、キャリア形成、学費に係る業務
 - (2) 講座案内、講座受講に係る業務
 - (3) 卒業・成績・在籍等の証明に係る業務
 - (4) 入学案内、入学試験に係る業務
 - (5) 事業、社会連携、広報に係る業務
 - (6) 学園の運営に係る業務
- 2 学園は、業務上の必要性に応じ、以下の関連組織に個人情報を提供することがある。
- (1) 日本福祉大学同窓会
 - (2) 日本福祉大学後援会
 - (3) 日本福祉大学生生活協同組合
 - (4) 日本福祉大学公費助成推進会議
 - (5) 株式会社エヌ・エフ・ユー
 - (6) 有限会社日本福祉総合サービス
 - (7) その他学園・大学の関係機関
- 3 個人情報の取り扱い窓口(問い合わせ窓口)は、本システム上で適切に告知する。
- (著作権)

第7条 本システムに発信又は提供された情報の著作権は、業務によるものを除き、情報を創作した著作者又は著作権者、その他正当な権利を有する者に帰属するものとする。

2 本システム上の情報は、学園又は第三者が権利（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権等を含むがそれらに限らない。）を保有する。学園の書面による許諾なく、これらのコンテンツは使用できない。

3 前項にかかわらず、学園は、利用者が本システムに発信又は提供した情報を、権利者の許諾を得ることなく改変又は加工し、教育、研究及び第6条に定める業務で使用できるものとする。

（利用者の義務）

第8条 利用者は、自己の責任に基づき本システムを利用するものとし、以下の注意義務を負う。利用者の責めに帰すべき理由により、利用者に生じた損害について、学園は責任を負わないものとする。

(1) 利用者自身が特定できることを常に自覚し、行動すること。

(2) 自己のパスワードについて第三者に知られないよう管理すること。

(3) 自己で作成した文書やその他のデータなどについて、必要な場合は各自で保存、削除、バックアップを行うこと。

(4) 本細則に違反する行為又は違反するおそれがある行為を発見した場合、学園に通報・相談すること。

（サービスの中断・終了・変更）

第9条 本システムを良好な状態で運用するため、学園は、次に該当すると判断した場合、利用者に事前に通知することなく、本システムのサービスを変更、又は一時的に中断できる。この場合に利用者に生じた損害について、学園は責任を負わないものとする。

(1) 保守を定期的又は緊急に行う場合

(2) システムに負荷が集中した場合

(3) サービスの運営に支障が生じると学園が判断した場合

(4) 利用者のセキュリティを確保する必要が生じた場合

(5) 天災、火災、停電などにより、本サービスの提供ができなくなった場合

(6) その他、運用・技術上、本サービスの一時的な中断を必要と判断した場合

2 学園は、本システムの全部又は一部のサービスを終了できる。ただし、サービス終了日時について、利用者へ事前に通知を行うものとする。

（管轄裁判所及び準拠法）

第10条 本細則の解釈においては日本国法が適用されるものとし、訴訟の必要が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（本細則変更の通知）

第11条 学園が必要と判断した場合は、利用者に事前に通知することなく本細則の変更を行うことができる。ただし、変更内容は、本システムに掲載を行う。

2 変更後の細則は掲載された時点で効力を生じるものとし、全ての利用者に適用される。

(細則の所管課室)

第12条 本細則の所管課室は、企画政策課（ICT推進室）とする。

(細則の改廃)

第13条 本細則の改廃は、情報セキュリティ委員会の議を経て、情報セキュリティ責任者が行う。

附 則

- 1 この規約は、2007年10月1日から制定施行する。
- 2 この規約は、2010年4月1日から改正、施行する。
- 3 この細則は、2011年4月1日から改正、施行する。
- 4 この細則は、2013年4月1日から改正、施行する。
- 5 この細則は、2015年4月1日から改正施行する。
- 6 この細則は、2017年4月1日から改正施行する。
- 7 この細則は、2018年4月1日から改正施行する。
- 8 この細則は、2022年4月1日から改正施行する。
- 9 この細則は、2023年4月1日から改正施行する。